

第4章 被災地の本復旧及び復興

第1節／復旧・復興に関する動き

石川県は、持続可能な能登の再生と創造を目指した「能登半島地震復興プラン」「元気のと創生プラン」（第1次計画）を平成19年10月に策定した。

1. 計画策定の趣旨

石川県は、県政史上未曾有の大震災となった「能登半島地震」について、被災地や被災された方々の個々のニーズを踏まえながら、既存の制度や新たに創設された二つの基金を活用し、地元市町とも連携の上、復旧・復興に向けた施策を総合的、網羅的に進めることにより、一日も早く被災地の復旧・復興がなされるよう計画を策定した。

2. 計画の性格・役割

- (1) この計画は、被災者の生活再建や中小企業の再建を最重点課題に、被災した住家、地域の供用施設、被災店舗、公共土木施設の復旧等、生活や産業の再建の基礎となる事業を施策の中心に置き策定した、現段階における「復旧・復興に向けた第1次計画」である。
- (2) また、この計画に盛り込まれた施策は、過疎化、高齢化が著しい地域における復旧・復興に向けたものであることから、今後の過疎地域振興のリーディングケースとなるものである。

3. 計画期間

- (1) 被災された方々が一日も早く生活の不安を解消し、元気を取り戻すことができるよう、短期間に集中的に事業を実施することが必要であることから、計画期間は、平成19年度を初年度とし、平成23年度を目標年次とする5年間とする。
- (2) なお、毎年度、計画内容を検討し、必要に応じて見直しを図ることとする（「第1章 計画の基本的事項」より）

第2節／都市施設・公営住宅等

1. 公園施設

(1) 本復旧方針

輪島市一本松総合運動公園内にある体育館(サンアリーナ)は平成13年に温水プールと併設し、以降両施設(ジムも含め)をトータル的に活用して、定期会員制の導入等による各種教室の開催、トレーニングの指導及び協議プログラムの提供を行うなど総合型スポーツを推進する施設として、年間9万人以上の利用がある。比較的被害の少なかったプールとジムは、被災後3週間目に何とか再開することが出来たが、体育館については、防音パネルの落下、天井照明設備の振れ止め金具の破損により一般の利用を中止していた。震災直後、体育館は救援物資の保管庫として重要な役割を果たしていたが、ライフラインの復旧とともに役割を終えたことから、一刻も早い復旧が望まれた。

七尾市小丸山公園展望台は、標高22mに位置し、中心市街地や七尾湾が一望できる観光スポットである。また災害時における御祓地区の避難場所に指定されていることから早急な改修が必要である。

また、七尾市白崎公園は隣接する和倉温泉シーサイドパークと一体となった公園であり、夏季における和倉温泉の重要な観光スポットであるため、プール開きである7月下旬までに全面供用開始する必要があった。

以上の都市公園3箇所について平成19年5月28日に災害査定を受け、平成19年度内の工事着工、復旧を図った。

(2) 主な被災箇所の応急復旧～本復旧

1) 一本松総合運動公園(輪島市)

体育館は平成19年7月に工事着工、10月1日に復旧した。

災害査定決定額 1,705,000円

体育館 N=1棟

防音パネル工 N=8枚

ホール化粧板工 N=1枚

照明灯揺れ止め工 N=1式

雑工 N=1式

園路舗装工 A=15.8㎡



写真4-2-1 体育館の復旧状況

2) 小丸山公園(七尾市)

復旧工事は平成19年8月に工事着工、9月14日に竣工した。

災害査定決定額 2,075,000円

復旧延長 L=7m

石積工 A=30㎡

フェンス工 L=7m



写真4-2-2 フェンスの復旧状況

3) 白崎公園(七尾市)

復旧工事は平成19年6月に工事着工、7月13日に竣工した。

災害査定決定額 3,548,000円

復旧面積 A=223㎡

インターロッキングブロック A=223㎡

縁石布設替換工 L=45m

重力式用壁工 L=45m



写真4-2-3 インターロッキングブロックの復旧状況

2. 下水道施設

下水道の災害復旧は平成19年度に完了する予定である。



写真4-2-4 輪島市田村地区
(管渠敷設完了(仮舗装済み))



写真4-2-5 輪島市深田地区
(管渠敷設工事中)

3. 公営住宅等

(1) 災害公営住宅等復興方針

住家の被害状況(石川県能登半島地震災害対策本部発表、H19.7.20 16時現在)が被災地全域で全壊棟数649棟(石川県輪島市503棟、穴水町72棟等)となり、公営住宅法第8条第1項の「災害により滅失した住戸の戸数が被災地全域で500戸以上、または一市町村の区域内で200戸以上若しくはその区域内の住戸数の一割上であるとき」を上回った。

このため、公営住宅法第8条第1項の、「事業主体が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に賃貸するため公営住宅の建設等をするときは、当該公営住宅の建設等に要する費用の3分の2を補助するものとする」を適用することが可能となったため、適用対象となる市町の区域を確定させるため一般住宅の滅失戸数の査定を8月1日～3日に実施した。

表4-2-1 滅失住宅災害査定結果

(単位:戸)

事業主体	滅失住宅	うち現地査定	うち机上査定	査定率(%)	うち歩合査定	整備限度
輪島市	503	57	0	100	446	150
その他 2市4町	137	11	0	100	126	—
合計	640	68	0	100	572	150

上記結果をもとに、各自治体において各種支援を踏まえ被災者への細かな意向調査を行い、住宅・まちなみ復興へ向けて取り組みが進められている。

(2) 平成20年2月1日時点での復興に向けての動向

1) 石川県

能登半島地震復興プラン(第1次計画)を策定

- ・地域住宅交付金による復興モデル住宅の建設支援
- ・復興基金による「能登ふるさと住まい・まちづくり支援事業」の実施

2) 輪島市

H19年度末に震災復興計画を策定予定

- ・災害公営住宅48戸を整備予定(H21.3入居予定)
- ・まちなみ環境整備の継続整備・拡充
- ・県指定文化財「角海家」の修復
- ・土蔵修復支援

3) 穴水町

H19年度末に震災復興計画を策定予定

- ・災害公営住宅17戸程度を借り上げ公営住宅により供給予定(H21.3入居予定)